

議案第 1 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

令和 2 年 4 月 23 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等から、組織改編等に伴い内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等として指定しようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要のある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加えること。(別表第 1 関係、別表第 2 関係)
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職 (別表第 1 関係、別表第 2 関係)
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限から見て指定しておくことが適当でない職 (別表第 1 関係)

第 3 施行期日 (附則関係)

公布の日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 総務課の係 長（人事、給与、服務、職員団体又は 法規審査の事務を担当する者に限る。 ） 財政課の係長 契約管財課の係長 （庁舎管理の事務を担当する者に限る 。） <u>秘書広報課の係長（秘書の事務 を担当する者に限る。）</u>	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 総務課の係 長（人事、給与、服務、職員団体又は 法規審査の事務を担当する者に限る。 ） 財政課の係長 契約管財課の係長 （庁舎管理の事務を担当する者に限る 。） <u>秘書課の秘書係長</u>
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 <u>統括監</u> 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長 技監 秘書広 報課の課長補佐及び秘書係長 総務課 の課長補佐（人事、給与及び服務の事 務を担当する者に限る。）及び人事係 長 財政課の課長補佐（予算の事務を 担当する者に限る。）及び財政係長	市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及び服務の事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長
	[略]		[略]
教育委 員会の 事務局 等	本庁 教育次長 課長 <u>生涯学習課</u> の課長補 佐（人事、給与及び服務の事務を担当 する者に限る。）	教育委 員会の 事務局 等	本庁 教育次長 課長 <u>教育総務課</u> の課長補 佐（人事、給与及び服務の事務を担当 する者に限る。）
	[略]		[略]
[略]		[略]	
3 花巻市		3 花巻市	

組 織		職 員
[略]		
教育委員会 の 事務局 等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐
	[略]	
	保育園	園長（西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、笹間保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。）
	[略]	
学校給食センター	所長（花巻学校給食センター、南城学校給食センター、矢沢学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。）	
[略]		

4 北上市

組 織		職 員
[略]		
教育委員会 の 事務局 等	[略]	
	学校給食センター	所長（中央学校給食センター及び北部学校給食センターの所長に限る。）
	[略]	
[略]		

5 [略]

6 遠野市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	[略]	
	市民センター	所長 参事 課長
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 秘書 課の課長補佐及び秘書係長 職員課の

組 織		職 員
[略]		
教育委員会 の 事務局 等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐（ <u>人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。</u> ）
	[略]	
	保育園	園長（西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。）
	[略]	
学校給食センター	所長（花巻学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。）	
[略]		

4 北上市

組 織		職 員
[略]		
教育委員会 の 事務局 等	[略]	
	学校給食センター	所長（北部学校給食センターの所長に限る。）
	[略]	
[略]		

5 [略]

6 遠野市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	[略]	
	市民センター	所長 <u>担当部長</u> 課長 <u>室長</u>
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 <u>技術担当課長</u> 室長 秘書課の課長補佐及び秘書

		課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
		[略]
		[略]

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務部 局	本庁	総括部長 部長 副室長 危機管理監 復興管理監 ラクビーワールドカッ プ2019推進監 事務局長 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次 長 室長（新市庁舎建設推進室、国土 調査推進室、高規格幹線道路対策室、 都市整備推進室及び生活支援室の室長 に限る。） 総務課の課長補佐、秘書 係長、行政係長及び職員係長 財政課 の財政係長
		[略]
		[略]

10・11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（ILC推進室及び地域医 療推進室の室長に限る。） 会計管理 者 課長 主幹（行政経営室の主幹に 限る。） 総務課の課長補佐（人事、 給与又は服務に関する事務を担当する 者に限る。）、秘書係長、行政係長、 人事係長及び給与厚生係長 財政課の 課長補佐及び財政係長 財産運用課の 課長補佐（庁舎管理に関する事務を担 当する者に限る。）

		係長 職員課の課長補佐（人事又は給 与の事務を担当する者に限る。）、人 事研修係長及び給与厚生係長 総務課 の課長補佐及び法規文書係長 財政課 の課長補佐、財政係長、財政企画係長 及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 技術担当課 長 室長
		[略]
		[略]

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務 局長（復興推進本部の事務局長に限る 。） 会計管理者 部次長 課長 室 長（新市庁舎建設推進室、国土調査推 進室、高規格幹線道路対策室、都市整 備推進室及び生活支援室の室長に限る 。） 総務課の課長補佐、秘書係長、 行政係長及び職員係長 財政課の財政 係長
		[略]
		[略]

10・11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 主幹（行政 経営室の主幹に限る。） 総務課の課 長補佐（人事、給与又は服務に関する 事務を担当する者に限る。）、秘書係 長、行政係長、人事係長及び給与厚生 係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に 関する事務を担当する者に限る。）

	[略]	
	福祉事務所	[略]
教育委員会等の事務局等	[略]	
	小学校及び中学校	[略]
	保育所	所長（前沢保育園の所長に限る。）
	[略]	

13・14 [略]

15 葛巻町

組織	職員	
	[略]	
町長の事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 <u>総務企画課の室長（予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）</u> 及び <u>財政係長 政策秘書課の室長及び人事秘書係長</u>
	[略]	
教育委員会等の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	[略]
	保育園	園長（葛巻保育園の園長に限る。）
	[略]	

16 岩手町

組織	職員	
	[略]	
町長の事務局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐 所長
	[略]	

17 紫波町

組織	職員	
	[略]	
教育委員会等の事務局	[略]	
	保育所	所長（古館保育所の所長に限る。）

	[略]	
	福祉事務所	[略]
	認定こども園	園長
教育委員会等の事務局等	[略]	
	小学校及び中学校	[略]
	[略]	

13・14 [略]

15 葛巻町

組織	職員	
	[略]	
町長の事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 <u>政策秘書課の室長及び人事秘書係長</u> <u>総務課の室長及び財政係長</u>
	[略]	
教育委員会等の事務局等	事務局	教育次長 <u>課長</u>
	小学校及び中学校	[略]
	[略]	

16 岩手町

組織	職員	
	[略]	
町長の事務局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐 (人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 所長
	[略]	

17 紫波町

組織	職員	
	[略]	
教育委員会等の事務局	[略]	
	保育所	所長（古館保育所及び佐比内保育所の所長に限る。）

等	[略]
[略]	

18 矢巾町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	[略]
	保育園	園長
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
小学校 及び中 学校	[略]	
	学校給 食共同 調理場	[略]
農業委員会 の 事務局	[略]	

19 西和賀町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	病院	病院長 副院長 科長 総看護師長 事務長
[略]		

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総合政策課 の課長補佐（人事、給与又はサービスの事 務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

21～24 [略]

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		

等	[略]
[略]	

18 矢巾町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	[略]
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
小学校 及び中 学校	[略]	
	保育園	園長
学校給 食共同 調理場	[略]	
監査委員の事 務局	事務局長	
農業委員会 の 事務局	[略]	

19 西和賀町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	病院	病院長 副院長 科長 医長 総看護 師長 副総看護師長 看護師長 事務 長
[略]		

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総務課の課 長補佐（人事、給与又はサービスの事務を 担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

21～24 [略]

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	危機管理監 会計管理者 課長 総務課の総括室長
	[略]	
[略]		

26～30 [略]

31 洋野町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	[略]	
[略]		

32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～12 [略]

13 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事業所長

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

町長の 事務部 局	本庁	危機管理監 会計管理者 課長 参事 総務課の総括室長
	[略]	
[略]		

26～30 [略]

31 洋野町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	病院	院長 副院長 科長 科医長 事務長 看護師長
	[略]	
[略]		

32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

No.	規則 順	市町村等名	組 織	検 討 対 象 の 職			管理職員等指定基準			備 考	
				所 属 名	職 名	内 容 状 況	格 付	部 下 数	該 当 基 準		指 定 要 否
9	1-9	釜石市	市長の事務 部局	本庁	統括部長	削除				削除	組織再編に伴う職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁	ラグビーワールド カップ2019推進監	削除				削除	組織再編に伴う職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁	副室長	削除				削除	組織再編に伴う職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁	副本部長	削除				削除	組織再編に伴う職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	本庁	事務局長(復興推進 本部事務局長に限 る。)	変更	行7	4	第1-4	要	復興推進本部事務局長は部長 相当職に該当。
			市長の事務 部局	本庁	事務局次長	削除				削除	管理的地位ではない職と整理さ れたことによるもの。
10	1-10	二戸市									
11	1-11	八幡平市									
12	1-12	奥州市	市長の事務 部局	本庁	室長	削除				削除	総務企画部長が兼務することに よるもの。
			市長の事務 部局	本庁	室長	削除				削除	職の廃止によるもの。
			市長の事務 部局	認定こども 園	園長	新規	行6	9~ 10	第2-1	要	認定こども園の園長(部下職 員5名以上)に該当。
			教育委員会 の事務局等	保育所	所長	削除				削除	管理的地位ではない職と整理さ れたことによるもの。
13	1-13	滝沢市									
14	1-14	筆石町									
15	1-15	葛巻町	町長の事務 部局	本庁	室長	変更	行4		第3-4	要	室若しくは課又はこれに該当 する組織の長に該当。
			教育委員会 の事務局等	事務局	課長	新規	行5		第3-7	要	課又はこれに相当する組織の 長に該当。
			教育委員会 の事務局等	保育所	園長(葛巻保育園の 園長に限る。)	削除				削除	管理的地位ではない職と整理さ れたことによるもの。
16	1-16	岩手町	町長の事務 部局	本庁	課長補佐(人事、給 与又は服務に関する 事務を担当する者に 限る。)	変更	行4	9	第3-5	要	人事等に関する事務を分掌す る組織の長を直接補佐する職 にあり、かつ当該事務を担当 する者に該当。

2020/4/22

No.	規則 順	市町村等名	組	職	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考			
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否	理由	
17	1-17	紫波町	教育委員会の事務局等	保育所	佐比内保育所	所長	新規	行5	5	第4-2	要	保育所の長(部下職員5名以上)に該当。	部下職員の増によるもの。	
18	1-18	矢巾町	町長の事務部局	保育園		園長	削除				削除		教育委員会へ移管したことによるもの。	
			教育委員会の事務局等	保育園		園長	新規	行5	13	第4-2	要	保育園の長(部下職員5名以上)に該当。	町部局から移管したことによるもの。	
			監査委員の事務局			事務局長	新規	行6	1	第3-9	要	事務局の長(職務上の権限を有する部下職員1名以上)に該当。	事務局長の職を新設したことによるもの。	
19	1-19	西和賀町	町長の事務部局	病院		医長	新規	医(1)3	15	第4-4	要	病院の長の職を直接補佐する職に該当。	病院の長を直接補佐する管理的地位にある職と整理されたことによるもの。	
			町長の事務部局	病院		副総看護師長	新規	医(3)4	22	第4-4	要	病院の長の職を直接補佐する職に該当。	病院の長を直接補佐する管理的地位にある職と整理されたことによるもの。	
			町長の事務部局	病院		看護師長	新規	医(3)4	22	第4-4	要	病院の長の職を直接補佐する職に該当。	病院の長を直接補佐する管理的地位にある職と整理されたことによるもの。	
20	1-20	金ヶ崎町	町長の事務部局	本庁	総合政策課 →総務課	課長補佐(人事、給与又は職務の事務を担当する者に限る。)	変更	行4	3	第3-5	要	人事等に関する事務を分掌する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ当該事務を担当する者に該当。	組織再編に伴う名称変更によるもの。	
21	1-21	平泉町												
22	1-22	住田町												
23	1-23	大槌町												
24	1-24	山田町												
25	1-25	岩泉町	町長の事務部局	本庁		参事	新規	行6	9	第3-4	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長に相当するもの。	参事の職を新設したことによるもの。	
26	1-26	田野畑村												
27	1-27	普代村												
28	1-28	軽米町												
29	1-29	野田村												
30	1-30	九戸村												
31	1-31	洋野町	町長の事務部局	病院	国保種市病院	外科医長・内科医長 →科長	変更	医5	59	第4-4	要	病院の長の職を直接補佐する職に該当。	職名を整理するもの。	
			町長の事務部局	病院	国保種市病院	科医長	新規	医2	59	第4-4	要	病院の長の職を直接補佐する職に該当。	科医長の職を新設したことによるもの。	

No.	規則 順	市町村等名	組	職	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準 指定要否	
32	1-32	一戸町			改正なし						
33	2-1	岩手県市町村総合事務組合			改正なし						
34	2-2	北上地区広域行政組合			改正なし						
35	2-3	二戸地区広域行政事務組合			改正なし						
36	2-4	盛岡北部行政事務組合			改正なし						
37	2-5	岩手・玉山環境組合			改正なし						
38	2-6	盛岡・紫波地区環境施設組合			改正なし						
39	2-7	岩手県競馬組合			改正なし						
40	2-8	岩手県沿岸知的障害児施設組合			改正なし						
41	2-9	大船渡地区環境衛生組合			改正なし						
42	2-10	釜石大槌地区行政事務組合			改正なし						
43	2-11	宮古地区広域行政組合			改正なし						
44	2-12	岩手県自治会館管理組合			改正なし						
45	2-13	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合								削除	R2.3.31付けで組合が解散した ことによるもの。
46	2-14	岩手中部広域行政組合			改正なし						
47	2-15	一関地区広域行政組合			改正なし						
48	2-16	岩手沿岸南部広域環境組合			改正なし						
49	2-17	奥州金ヶ崎行政事務組合			改正なし						
50	2-18	滝沢・雫石環境組合			改正なし						
51	3-1	気仙広域連合			改正なし						
52	3-2	久慈広域連合			改正なし						
53	3-3	岩手県後期高齢者医療広域連合			改正なし						